

大阪府犯罪被害者等 支援のための取組指針



平成18年12月

大阪府

目次

1 取組指針について

(1) 策定の趣旨	1
(2) 指針の性格	1
(3) 内容の見直し	1

2 犯罪被害者等を取り巻く現状

(1) 犯罪等の発生状況	3
(2) 犯罪被害に関する府民の意識について	5
(3) 犯罪被害者等が必要とする支援と実際に受けた援助の関係	7
(4) 犯罪被害等が与える影響	8

3 基本的な考え方

(1) 基本目標	11
(2) 基本的視点と重点的な取組方針	12

4 犯罪被害者等支援に向けた大阪府施策体系

(1) 犯罪被害者等の平穏な日常生活への復帰を支援するために	15
①早期からの支援実施のための相談・情報提供の充実	
②深刻な犯罪等被害からの回復支援	
(2) 犯罪被害者等を支える社会づくりのために	16
①府民の理解増進のための広報啓発・教育の充実	
②犯罪被害者等を社会で支える人材養成の推進	

5 施策推進のための体制整備

(1) 様々な関係機関・団体等の役割分担と連携によるオール大阪での推進	17
(2) 大阪府における横断的な庁内推進体制の強化	17

取組指針について

(1) 策定の趣旨

犯罪等の被害に遭った方の多くは、直接的被害だけでなく、副次的な被害にも苦しめられている。こうした現状を打開し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、「犯罪被害者等基本法」が平成16年12月に制定され、被害に遭われた方々に対する支援等に関し、国、地方公共団体及び国民の責務が明記された。

大阪府では、これまでから、犯罪のない都市をめざして、大阪府警察本部と連携し、安全なまちづくりに取り組んできている。その結果、犯罪の認知件数は、平成13年をピークに減少してきているが、街頭犯罪や凶悪犯罪は、依然として厳しい状況にある。

このように様々な犯罪等が跡を絶たず、府民のだれもが犯罪被害者等となる可能性がある中で、大阪府は、だれもが安心して暮らすことができる社会の実現をめざすため、『大阪府犯罪被害者等支援のための取組指針』（以下「指針」という。）を策定し、犯罪被害者等に関する施策を総合的・体系的に推進していくこととした。

(2) 指針の性格

大阪府がめざす犯罪被害者等支援に関する基本的な考え方を明らかにしたものであり、被害に遭われた方やその関係者にも活用していただけるよう、大阪府の関連施策及び関係情報を盛り込んでいる。

この指針を通して、犯罪等の被害に遭われた方々に対する支援の輪を社会に広げていく。

(3) 内容の見直し

取組課題の点検や施策の実施状況などを踏まえつつ、国の動向にも留意し、必要に応じて、指針の内容を柔軟に見直すことにより、犯罪被害者等を取り巻く状況の様々な変化に的確に対応した取組を推進していく。

用語の定義

(1) 「犯罪被害者等」

犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。(犯罪被害者等基本法 第2条第2項)

- ・ 害を被ることになった犯罪等の種別、故意犯・過失犯の別、事件の起訴・不起訴の別、解決・未解決の別、犯罪等を受けた場所そのほかによる限定をさすものではない。

(2) 「犯罪等」

犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。(犯罪被害者等基本法 第2条第1項)

- ・ 「犯罪」とは、殺人、強盗、放火、強姦、傷害、業務上過失致死傷(人身事故)等、刑法その他わが国の刑罰法令に触れる行為を意味する。
- ・ 「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とは、「犯罪」ではないが、これに類する同等の行為であって、行為の相手方の心身に有害な影響を及ぼすような性質を有する行為をいう。

犯罪被害者等基本法(抄)

(平成16年法律第161号)

<前文>

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

(目的)

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(基本理念)

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

犯罪被害者等を取り巻く現状

(1) 犯罪等の発生状況

大阪府における犯罪等の発生状況をみると、次のような特徴が挙げられる。

- ・ 刑法犯認知件数は、平成13年をピークに減少してきているものの、平成17年においても、約25万件と高い水準にあり、大阪府における発生件数は、全国の1割を超えている。(図表1-1参照)
- ・ 刑法犯認知件数を、人口10万人あたり(犯罪率)でみると約2,800件であり、大阪が全国で最も高くなっている。(図表1-3参照)
- ・ 特に、殺人などの凶悪犯の件数が、全国と比べて多いという特色がみられる。(図表1-4参照)
- ・ 交通事故については、平成17年中に約6万6千件発生している。そのうち、いわゆる交通犯罪の代表例である危険運転致死傷罪は、送致件数が17件となっており、全国と比べて多い状況にある。(図表1-2参照)
- ・ このほか、ストーカー事案、配偶者間暴力、児童虐待についての相談件数をみても、いずれも全国の中で高い傾向にある。(図表1-5参照)

■ 図表1-1 過去10年間の刑法犯認知件数の推移(全国・大阪府)

年次	全国		大阪府	
	総数	凶悪犯	総数	凶悪犯
平成8年	1,812,119	7,010	184,976	585
平成9年	1,899,564	7,684	192,435	674
平成10年	2,033,546	8,253	196,383	696
平成11年	2,165,626	9,087	200,102	966
平成12年	2,443,470	10,567	252,367	1,318
平成13年	2,735,612	11,967	327,262	1,504
平成14年	2,853,739	12,567	300,429	1,473
平成15年	2,790,136	13,658	285,307	1,645
平成16年	2,562,767	13,064	255,697	1,730
平成17年	2,269,293	11,360	249,511	1,520

[資料] 警察庁、大阪府警察本部調べ

■ 図表1-2 交通事故総数、危険運転致死傷罪の送致件数(全国・大阪府)

年次	全国		大阪府	
	総数	危険運転致死傷罪	総数	危険運転致死傷罪
平成14年	936,721	322	63,803	9
平成15年	947,993	308	66,392	22
平成16年	952,191	270	67,593	21
平成17年	933,828	279	66,105	17

[資料] 警察庁調べ

■ 図表1-3 平成17年 主要都道府県別刑法犯認知状況(全国・大阪府)

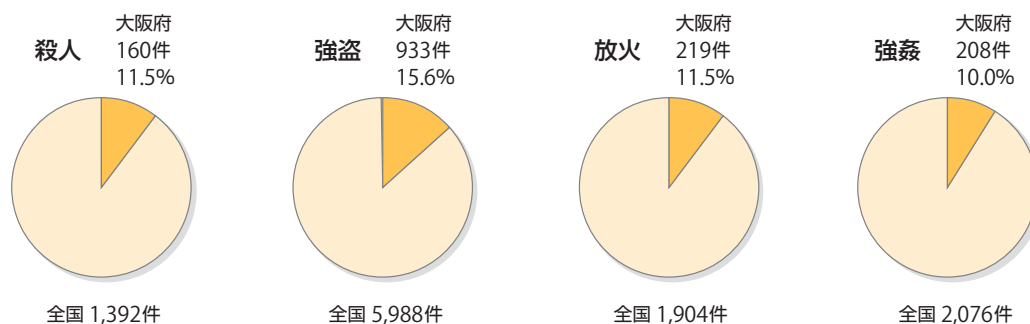
*「犯罪率」とは、人口10万人当たりの認知件数をいう。 *都道府県を人口の多い順に記載

	全 国	東京都	大阪府	神奈川県	愛知県	埼玉県	千葉県	北海道
刑法犯認知件数	2,269,293	253,912	249,511	142,920	198,937	157,047	131,037	73,071
犯罪率	1,776	2,019	2,830	1,626	2,742	2,226	2,164	1,298
凶 悪 犯	11,360	1,275	1,520	866	910	847	599	421
犯罪率	9	10	17	10	13	12	10	7

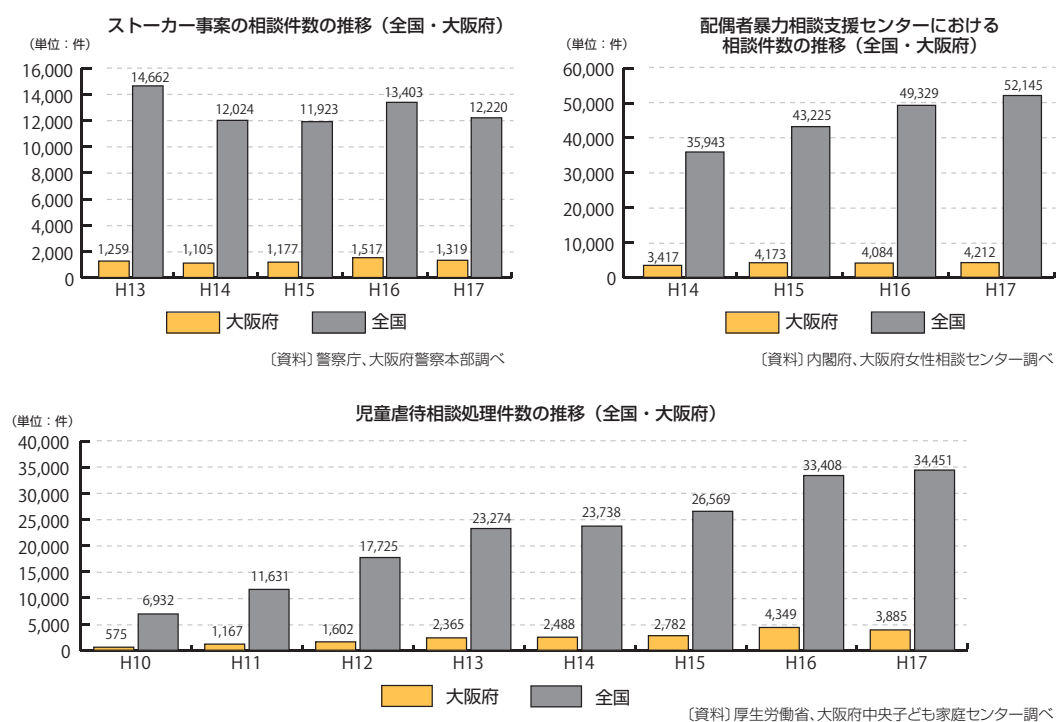
人 口	127,767,994	12,576,601	8,817,166	8,791,597	7,254,704	7,054,243	6,056,462	5,627,737
-----	-------------	------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

(資料) 警察庁、大阪府警察本部調べ(人口は平成17年国勢調査(総務省統計局)による)

■ 図表1-4 平成17年 凶悪犯罪種別認知件数(全国・大阪府)



■ 図表1-5 ストーカー事案、配偶者間暴力、児童虐待に関する相談状況(全国・大阪府)



(2) 犯罪被害に関する府民の意識について

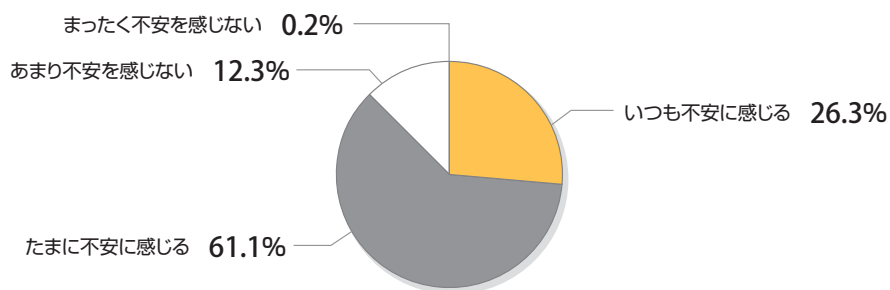
犯罪被害に関する意識について、大阪府が府民500人を対象に平成18年5月に実施したインターネット府政モニターアンケートの結果は、次のとおりである。

- ・ 回答者の87.4%（「いつも不安を感じる」26.3%と「たまに不安を感じる」61.1%の合計）が「日常生活において何らかの犯罪被害に遭うのではないかと不安に感じている。（図表2-1参照）
- ・ 「犯罪被害者の権利は守られていると思うか」という質問に対して、79.0%（「まったく守られていないと思う」25.4%と「あまり守られていないと思う」53.6%の合計）の人が「守られていないと思う」と回答している。（図表2-2参照）
- ・ 犯罪被害者等支援については、47.6%が「ある程度関心がある」と答える一方で、「犯罪は誰もがいつ遭遇するかわからないので、非常に関心がある」との回答者は37.9%にとどまっている。（図表2-3参照）

以上のことから、多くの府民が犯罪被害に遭う不安を感じており、犯罪被害者等の権利の拡大や支援策に対する関心が高まっている一方で、「自分もいつ遭遇するかわからない」という自分自身の問題として高い関心を持っている府民は、4割に満たないことが伺える。

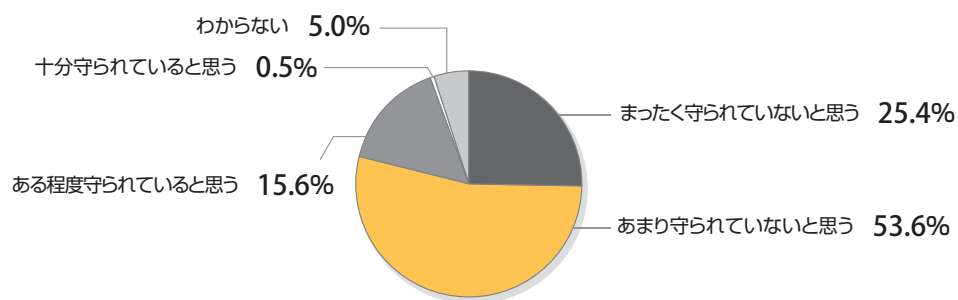
■ 図表2-1

Q 日常生活において、何らかの犯罪の被害に遭うのではないかとといった不安はありますか。



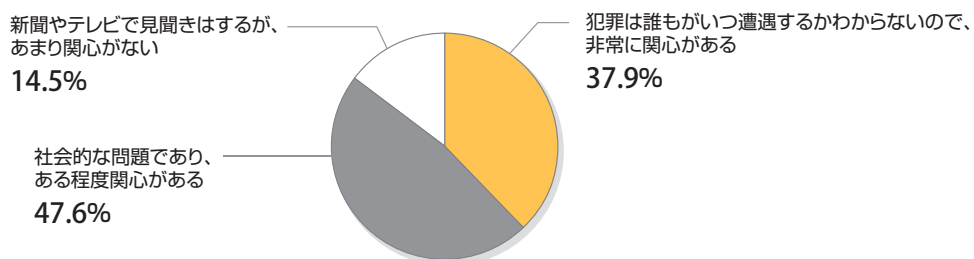
■図表2-2

Q 犯罪被害者の権利は守られていると思いますか。



■図表2-3

Q 犯罪被害者支援について、どのように思われますか。



〔資料〕インターネット府政モニターアンケート「犯罪被害に関する意識について」

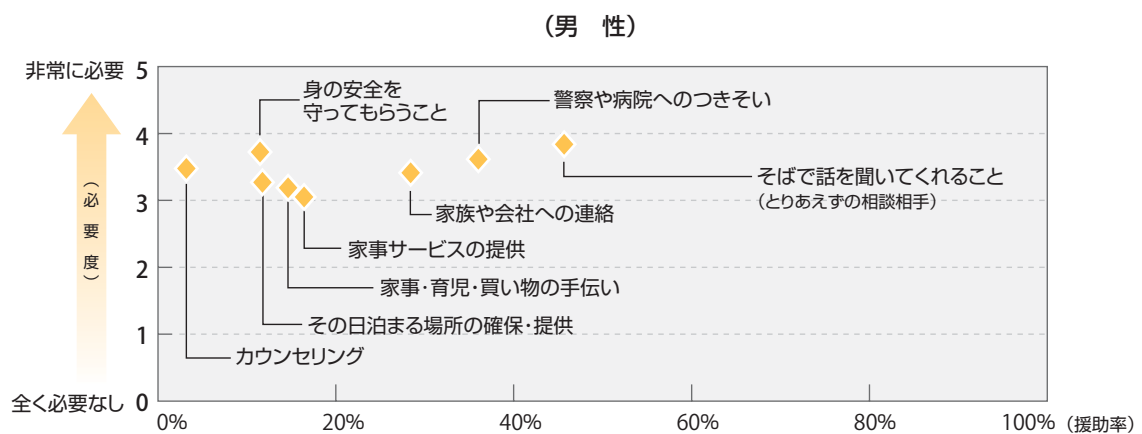
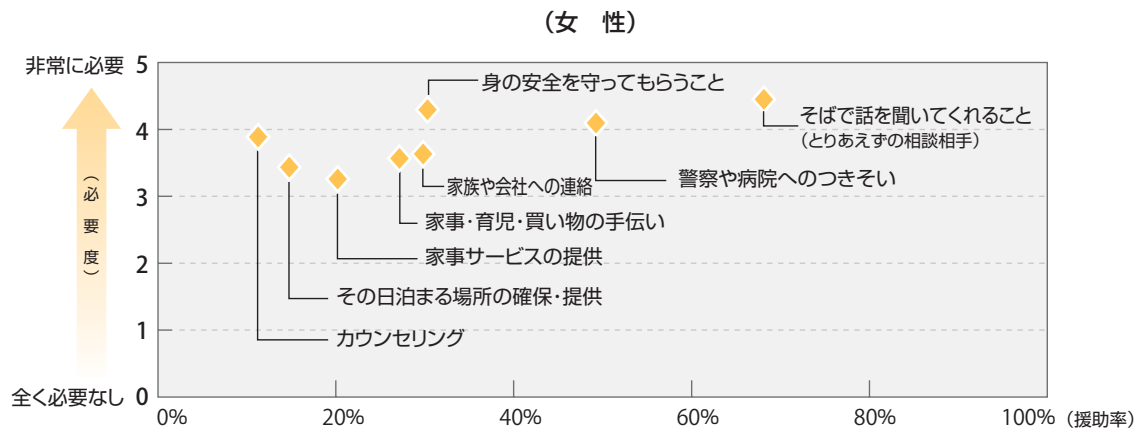
＜調査対象＞平成18年度インターネット府政モニター 500人 ＜回答者数＞422人(回答率84.4%) ＜調査期間＞平成18年5月26日～6月1日

(3) 犯罪被害者等が必要とする支援と実際に受けた援助の関係

「犯罪被害者実態調査報告書（犯罪被害実態調査研究会 平成15年）」から、犯罪直後の被害者等の援助のニーズと実際に提供を受けた援助の内容との関係をみると、犯罪被害者等は様々な援助を必要としているにもかかわらず、求めている援助を十分に受けることができていない状況にあることがわかる。（図表3参照）

■図表3 事件直後における援助の必要度と援助率

- ・ 援助率（アンケート調査によって得た、実際に援助を受けた者の割合）
- ・ 援助の必要度（アンケート調査で用いた「全く必要なし」から「非常に必要」までの5段階で表記）



〔資料〕「犯罪被害者実態調査報告書」(※犯罪被害実態調査研究会H15年)より
 ※刑法学、被害者学及び精神医学の学者からなる研究会。平成10年から12年の間に被害に遭われた方852名の実態調査等を平成14年に実施。

(4) 犯罪被害等を与える影響

犯罪被害者等は、ある日突然、本人の意思とは無関係に、犯罪等の理不尽な行為により、身体を傷つけられたり、家族の命を奪われたりするなどの被害を受けることとなる。

こうした目に見える直接的な被害に加え、

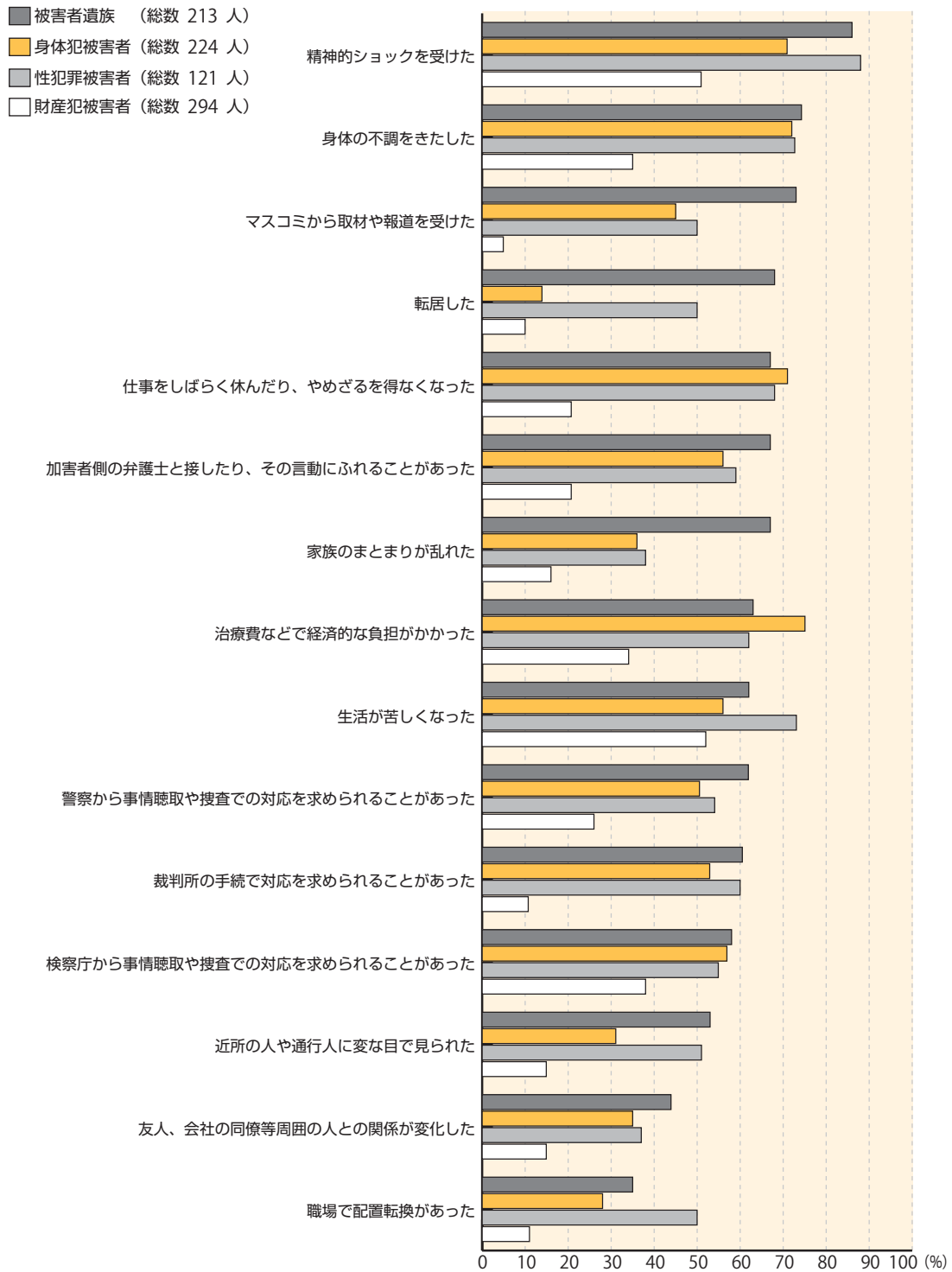
- ・ 事件に遭ったことによる精神的なショックや身体の不調
- ・ 医療費の負担や失職、転居などによる経済的困窮
- ・ 捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担
- ・ 周囲の人々の無責任なうわさ話や過剰な取材、報道によるストレス など、

犯罪被害者等の多くは、被害後に生じる様々な問題にも苦しめられている。このような問題は、二次的被害といわれている。

「犯罪被害者実態調査報告書(犯罪被害実態調査研究会 平成15年)」から、二次的被害の状況についてしてみると、殺人事件等の遺族や性犯罪の被害者は、「精神的ショックを受けた」とそれぞれ約9割の人が回答しており、財産犯被害者と比べるとその比率が非常に高いことがわかる。また、同調査では、殺人事件の遺族や性犯罪の被害者は、事件から数年が経過した後でも、精神的影響が深刻であることが指摘されている。(図表4-1参照)

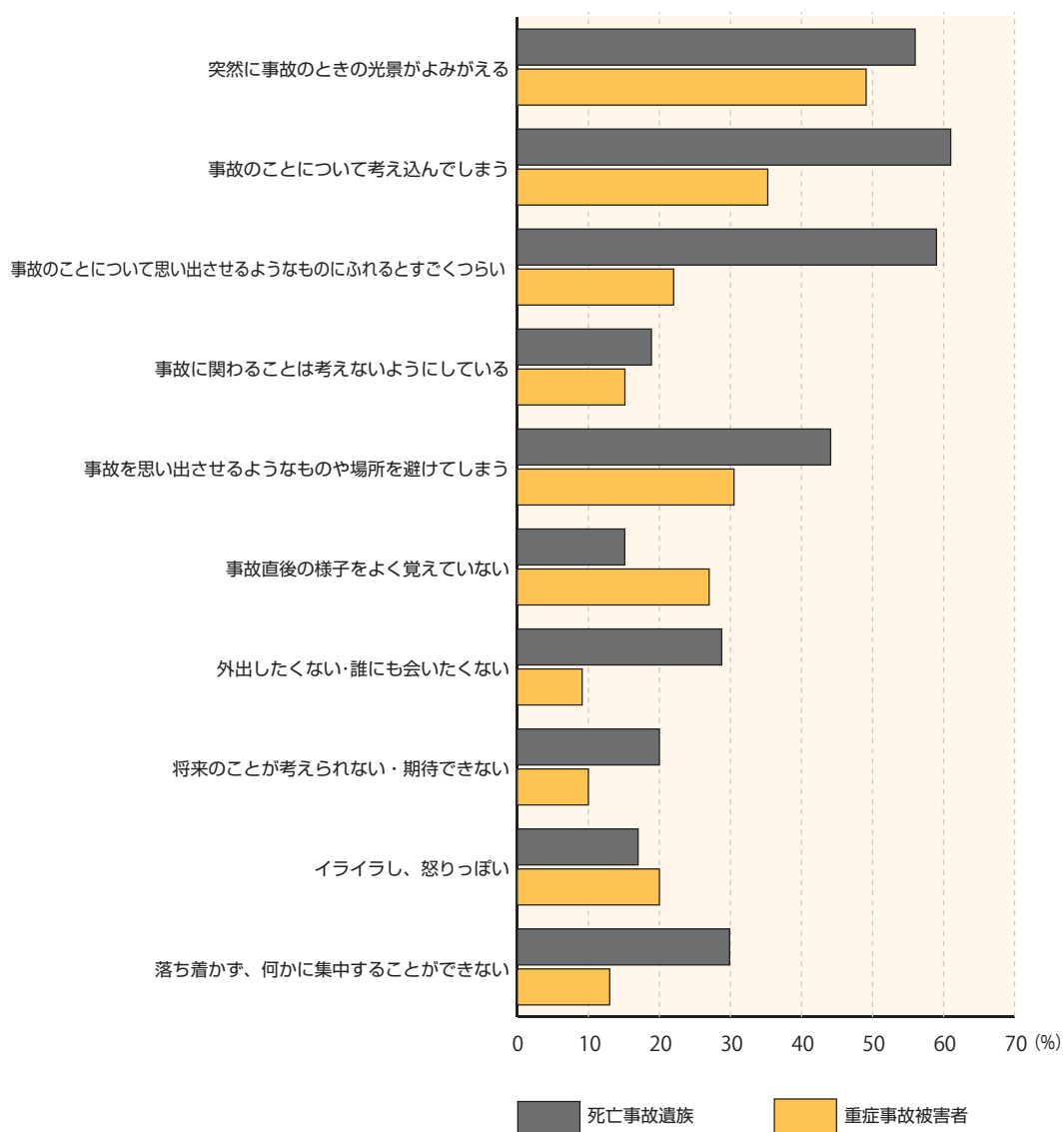
また、交通事故の被害者や遺族の方が受ける被害については、従来、主として生命、身体、財産上の被害等が問題とされていたが、「交通事故被害実態調査研究報告書(交通事故被害実態調査研究委員会 平成11年)」において、精神的被害が深刻であることが指摘されている。(図表4-2参照)

■ 図表4-1 二次的被害の状況



(資料)「犯罪被害者実態調査報告書」(※犯罪被害実態調査研究会H15年)より
 ※事件後に上記のような出来事があったとする被害者のうち、当該出来事を「被害の一部と非常に強く思う」と回答したものの割合。
 ※本調査対象者の設定
 被害者遺族は殺人、傷害致死等で亡くなった被害者の遺族、身体犯被害者は殺人未遂、傷害、強盗傷害等の被害者、性犯罪被害者は強制わいせつ、強姦等の被害者、財産犯被害者は詐欺、窃盗等の被害者。

■ 図表4-2 交通事故被害者と遺族の精神的苦痛の様子



[資料]「交通事故被害実態調査研究報告書」(※交通事故被害実態調査研究委員会 H11年)より
 ※平成7年、8年に発生した死亡事故の遺族約500人、重傷事故の被害者約650人についてアンケート調査を行ったもの。

3

基本的な考え方

(1) 基本目標

大阪府が将来に向けてめざす姿

犯罪被害者等に関する問題を社会全体で考え、ともに支えあう、
だれもが安心して暮らすことができる大阪の実現

犯罪等が依然として跡を絶たない現状の中、大阪においても、多くの犯罪被害者等が様々な困難に直面し、平穏な生活を害され、苦しんでいる。そして、被害が多岐にわたる分、必要とされる支援もまた、多種多様なものとなっている。

こうした現状を踏まえ、大阪府では、犯罪被害者等の負担を軽減し、被害や抱える様々な問題からの早期回復を支えるために、これまで取組を進めてきた警察や司法に関わる関係機関、民間団体等とともに、犯罪被害者等の身近な存在である地方自治体として、府が有する施策やサービスを存分に活かした取組を進めていかなければならない。

府民のだれもが犯罪等の被害に遭う可能性がある現状において、犯罪被害等に関する問題を社会全体で共有し、支え合っていくことが、安全で安心なまちづくりの基盤の一つともなる。

大阪府では、本指針において、犯罪被害者等が平穏な日常生活への復帰に向けて、その置かれた状況に応じて、必要な支援施策の選択、利用が可能となるよう、福祉、保健、医療をはじめ、住宅、労働、教育等の様々な分野にわたる施策を、犯罪被害者等支援の観点から体系化した。

今後、こうした多様な施策の実施に当たっては、既存の枠組みにとらわれることなく、横断的かつ効果的に組み合わせ、機動的に推進していく。

そして、大阪府と府警察本部、民間団体、各種関係機関との連携のもと、府民すべての参加と協力をお願いしながら、犯罪被害者等に関する問題を社会全体で考え、ともに支えあい、だれもが安心して暮らすことができる大阪の実現をめざしていく。

(2) 基本的視点と重点的な取組方針

視点1

幅広い分野にわたる府の施策の 横断的・効果的な組み合わせによる支援の実施

犯罪被害者等が置かれる状況は様々であり、必要とされる支援も多くの分野にわたる。さらに、犯罪による心身への直接被害やその後の二次的な被害により、日常生活の維持が困難になるなど、深刻な問題を抱えている場合も多い。

今後の支援にあたっては、犯罪被害者等が抱えるこうした問題の多様性と深刻性を踏まえ、各種施策を実施していく必要がある。

大阪府は、福祉や雇用・住居をはじめ、府が有する様々な分野にわたる事業や制度、サービス等の施策を柔軟に活用し、深刻な問題を抱える被害者等が早期に平穏な日常生活に復帰できるよう、効果的な支援を実施していく。

<施策推進にあたっての重点的な取組方針>

深刻な状況にある犯罪被害者等を対象とした平穏な日常生活への復帰支援

大阪府は、殺人など違法な反社会性の高い犯罪等に思いがけず巻き込まれたために、深刻な状況にある被害者等を社会全体で支えていくため、こうした状況にある犯罪被害者等への支援に重点を置き、早期に平穏な日常生活に復帰できるよう、取り組んでいく。

視点2**犯罪被害者等の視点に立って行動し、支えていくマンパワーの育成**

突然、犯罪等の被害に見舞われた方々は、強い精神的ショック等により自分の身の回りのことすら満足にできない状況に陥ったり、被害を受けた責任の一端が被害者自身にあるかのように誤解されるなどして、孤立することが少なくない状況にある。

今後、支援の実施にあたっては、一人ひとりが、犯罪被害者等の置かれているこうした現状について、「だれもが犯罪被害者になる可能性がある」との視点から正しく理解し、犯罪被害者等に関する問題を自分自身に関わる問題として考え、主体的に行動していくことが重要となる。

このことは、二次的被害を防止し、犯罪被害者等の視点に立った施策を実施するための基本となるものであり、犯罪被害者等をみんなで支える社会の基本として、着実に推進していかなければならない。

大阪府は、犯罪被害者等が置かれた現状についての一人ひとりの正しい理解を深め、犯罪被害者等の視点に立って行動できる支援のための幅広いマンパワーの育成に取り組んでいく。

<施策推進にあたっての重点的な取組方針>**一人ひとりが主体となって取り組んでいくための広報啓発・教育・人材養成等の推進**

大阪府は、府民一人ひとりが犯罪被害者等の問題について、自ら考え、行動する主体となって、すべての人々が安心して暮らすことができる社会づくりに連帯して取り組んでいくことの重要性を踏まえ、犯罪被害者等に関する広報啓発・教育・人材養成等の推進に重点を置いた取組を推進し、犯罪被害者等支援の理解者や支え手の裾野を広げていく。

犯罪被害者等支援に向けた大阪府施策体系

大阪府は、犯罪被害者等の尊厳を守り、だれもが安心して暮らすことができる大阪の実現に向けて、次の施策体系に基づき、犯罪被害者等支援のための施策を総合的・体系的に推進していく。

犯罪被害者等支援に向けた大阪府施策体系

(1) 犯罪被害者等の平穏な日常生活への復帰を支援するために

① 早期からの支援実施のための相談・情報提供の充実

- a 総合的な情報提供・相談窓口の整備
- b 被害者ニーズに対応した各種情報の提供体制の整備
- c 犯罪被害等の状況に応じた相談体制の充実

② 深刻な犯罪等被害からの回復支援

- a 心身の被害の防止・回復に向けた支援
- b 日常生活への復帰に向けた支援

(2) 犯罪被害者等を支える社会づくりのために

① 府民の理解増進のための広報啓発・教育の充実

- a 犯罪被害者等の置かれた現状等についての広報・啓発の実施
- b 学校・地域等における教育・学習機会の充実

② 犯罪被害者等を社会で支える人材養成の推進

- a 大阪府職員の資質向上に向けた研修の充実
- b 民間団体、市町村等に対する人材養成支援の実施

(1) 犯罪被害者等の平穏な日常生活への復帰を支援するために

① 早期からの支援実施のための相談・情報提供の充実

突然、犯罪被害に遭遇した被害者等は、精神的ショックにより自分の身の回りのことすら満足にできない状況になることも多い一方で、被害直後から、診療、捜査・公判への協力、損害回復のための請求手続など、様々な対応を迫られる。犯罪被害者等が再び平穏な日常生活を営むことができるようにするためには、きめ細かな相談と支援施策に関する適切な情報提供などによる早期からの支援が重要となる。

そのため、大阪府では、被害者が求める支援に関する情報を被害直後から適切かつ速やかに届けることができるよう、ホームページなどの各種広報媒体を活用するとともに、府警察本部との連携強化を図っていく。さらに、犯罪被害者等に対する支援施策の総合調整・広報啓発等を実施する総合的対応窓口として、専門セクションを平成18年4月に設置したところであり、犯罪被害者等のニーズに応じた大阪府庁全体での各種情報提供体制の整備を図る。また、被害の状況に応じた適切な相談を実施できるよう、関係機関間の連携を図るとともに、各種相談員の資質向上等に取り組んでいく。

② 深刻な犯罪等被害からの回復支援

犯罪被害者等が受けた深刻な犯罪被害からの回復を支援するためには、犯罪等により直接的に心身に受けた被害とともに、様々な二次的被害からの回復を支援することが必要となる。

そのため、大阪府では、府こころの健康総合センターや保健所などの関係機関が連携した心のケア支援に向けた取組など、犯罪被害者等支援に関わる様々な府の既存施策の活用と関係機関相互の連携により、犯罪被害者等の回復支援に取り組んでいく。

また、犯罪被害等に起因して、失職や経済的困窮、引越しを余儀なくされること等があることから、府が実施している就業支援施策や、経済的理由により就学困難な生徒のための支援制度、府営住宅の一時使用等、府の制度・サービス等を活用して、日常生活への復帰に向けた多様な支援を実施していく。

(2) 犯罪被害者等を支える社会づくりのために

① 府民の理解増進のための広報啓発・教育の充実

犯罪被害者等とともに支える社会の実現のためには、府民みんなが課題認識を共有し、一人ひとりが自分自身の問題として考えていくことが必要である。

そのため、犯罪被害者等が置かれた現状について知る学習機会の提供や、被害に遭った方々の人権尊重に関する教育を地域や学校等において積極的に実施するとともに、多様な媒体を活用した継続的な広報・啓発活動を実施する。

さらに、平成18年度から新たに設けられた「犯罪被害者週間」(11月25日～12月1日)において、関係機関・団体等と連携・協働した効果的な啓発活動を大阪府が中心となって推進していく。

② 犯罪被害者等を社会で支える人材養成の推進

大阪府職員が犯罪被害者等に関する問題の特性を十分理解したうえで、被害者等の置かれた立場に配慮して職務を行うことができるよう、各種研修機会を捉え、その資質向上に取り組んでいく。

さらに、犯罪被害者等を支えるマンパワーの裾野を広げていくためには、民間団体や市町村等において、支援の担い手となる人材養成が着実に進められることが必要であることから、大阪府において、人材養成支援のための研修プログラム教材等の開発や提供を行い、様々な主体における人材養成を効果的に支援していく。

施策推進のための体制整備

(1) 様々な関係機関・団体等の役割分担と連携によるオール大阪での推進

大阪府は、これまで様々な取組を展開してきた国、府警察本部、民間団体、市町村等と適切な役割分担のもとで相互に連携・協力しながら、オール大阪での犯罪被害者等支援の推進をめざしていく。

① 民間団体との連携と協働

大阪は、阪神淡路大震災の被災者支援を契機として、全国でいち早く、ボランティアによる被害者等支援活動が始まった地域である。さらに、自ら犯罪被害者等である方々が自らの経験をもとに、犯罪被害者等が苦しむことのない社会をめざして、法廷への付き添いや相談等のきめ細かな支援活動を行ったり、社会の理解を深めるための独自の啓発活動などを積極的に展開している地域でもある。

こうした民間団体等の取組は、犯罪被害者等の多様なニーズに応じたきめ細かな支援を可能とするものである。そこで、大阪府では、府内で活動する民間団体等がその有する特性を十分に発揮できるよう連携を深めるとともに、協働による取組を実施していく。

② 市町村との連携と協力

犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すためには、地域社会における十分な理解と支援が不可欠であることから、住民に最も身近な行政機関として、福祉等の各種サービスを提供する主体である市町村が果たす役割は大きい。大阪府は市町村との連携・協力を進め、その取組を活性化させるための情報提供の充実などを図っていく。

(2) 大阪府における横断的な庁内推進体制の強化

犯罪被害者等支援のための施策は、相互に密接に関連しており、その効果的な実施を図るためには、犯罪被害者等支援のための施策全体の中における位置づけを認識し、部局間の連携を十分にとりつつ、様々な分野に及ぶ施策を実施していくことが必要である。

そのため、平成18年4月に設置した「大阪府犯罪被害者支援庁内対策会議」を活用して関係部局間の連携強化を図り、本指針に基づき、各種施策の総合的・体系的な推進を図る。



大阪府

生活文化部安全なまちづくり推進課 ホームページ <http://www.pref.osaka.jp/fukatsu/anzen/shien/>
〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 TEL 06-6941-0351 (代表)